



## 二地域居住の推進に向けた「仙北市特定居住促進計画（案）」 に関するパブリックコメント（意見募集）の実施について

仙北市では、移住・定住施策の一環として二地域居住を推進し、地方と都市間、地方と他の地方間での往来による人の移動から、移住・定住への流れの創出に取り組むため、「仙北市特定居住促進計画」の策定を行っております。

この二地域居住の推進に向けた仙北市特定居住促進計画（案）について、市民の皆さまからのご意見を募集いたします。

### 1 計画の名称

仙北市特定居住促進計画（案）

### 2 意見書の提出期間

令和8年5月15日（金）～5月29日（金）

### 3 公表場所及び公表期間

#### ・公表期間

令和8年5月15日（金）～5月29日（金）

#### ・公表場所

(1) 仙北市役所角館上野庁舎2F 企画部まちづくり課

(2) 仙北市役所田沢湖庁舎1F 田沢湖市民センター

(3) 仙北市役所角館庁舎1F 角館市民センター


(4) 仙北市役所西木庁舎1F 西木市民センター

上記は午前9時00分から午後5時00分まで

※土日祝日は除きます。

(5) 仙北市公式ウェブサイト

※計画(案)は各市民センターに1部置いてありますが、計画(案)のコピーが必要な場合は別途コピー手数料がかかりますのでご承知おきください。

 次ページへ

4 意見の提出方法

郵送、FAX、電子メール

(意見書様式は3の公表場所に備え付けているほか、仙北市公式ウェブサイトからダウンロード出来ます。)

5 意見提出の際の留意事項

いずれの方法で提出する場合も、提出される方の住所及び氏名を明記してください。(住所・氏名を明記していない場合には、提出意見として扱わない場合もあります。)

6 提出された意見の公表

提出していただいた御意見書については、市の考え方を付して内容を公表します。その際、住所・氏名は公表しません。なお、同種の意見が複数ある場合は、整理しまとめて公表することがあります。また、案に対する賛成、反対のみの意見については、そのような意見があったことは公表しますが、改めて市の考え方を示すことはしませんのでご了承ください。

7 意見の提出先

郵送：〒014-0398

仙北市角館町上野18番地

仙北市役所角館上野庁舎 まちづくり課

FAX：0187-54-2522 (企画部まちづくり課宛て)

電子メール：[machi@city.semboku.akita.jp](mailto:machi@city.semboku.akita.jp)

8 お問い合わせ先

仙北市役所角館上野庁舎 企画部まちづくり課

TEL：0187-43-3315